

(2) 介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項）

* 担当課室 介護サービス指導課 TEL 073-441-2527

病状が安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーションや看護・介護を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話をを行う施設です。

介護老人保健施設（きのくに介護deネット）（外部リンク）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040800/d00222660.html>

※上記URLにアクセスし、指定事業所一覧（全体版）をご確認ください。